主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中八〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人前堀政幸、同彦惣弘の上告趣意のうち、憲法三八条三項違反をいう点は、 共犯者であるAの証言は、被告人との共謀の点を含め、原判決の維持する第一審判 決の掲げるその余の証拠により補強されていると認められ、被告人を共犯者の自白 のみによつて有罪としたものでないことが明らかであるから、所論は前提を欠き、 その余は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年七月一六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	横	井	大	Ξ
裁判官	寺	田	治	郎
裁判官	木戸	Г	久	治